

## 重要文化財 旧遷喬尋常小学校校舎調査工事業務 仕様書（令和 7 ～ 8 年度）

### 1 業務の目的

重要文化財 旧遷喬尋常小学校については令和4～5年度に「重要文化財 旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画」を策定しており令和10年度より保存修理を計画している。

同計画に基づき、令和 7 ～8年度にかけて各種調査の実施により今後の保存・活用に向けた資料収集と情報整理を行い、建物の保存修理・耐震補強などにつなげることを目的としている。

### 2 業務概要

業務名 重要文化財 旧遷喬尋常小学校校舎調査工事業務

※本業務は業務委託（測量及び建設コンサルタント）である

履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月31日まで

### 3 業務内容（調査工事）

#### ①基本計画業務

##### (1)標準業務

- ・ 設計条件等の整理 敷地条件や既往の報告書のほか関係法令等を調査し設計条件の整理を行う。
- ・ 基本計画方針の策定 調査工事の内容や結果をとりまとめ、基本計画の方針を策定する。
- ・ 基本計画図書の作成 基本計画に必要な一般図及び部材伏図を作成する。

## (2)追加的業務

- ・ 工事費概算書作成 策定した基本計画方針に基づき建物の修理にかかる工事費概算書を作成する。

## ②文化財業務

### (1)補助事業関係書類作成協力業務

- ・ 補助金交付申請書作成補助

本調査工事後に予定している保存修理事業について補助金申請書類の作成補助を行う。

- ・ 補助事業要望資料作成補助

保存修理事業に向けた補助事業要望資料について作成補助を行う。

- ・ 実績報告書作成補助

本調査工事の補助事業にかかる部分について実績報告書の作成補助を行う。

### (2)修理計画策定業務

- ・ 実測調査 基本計画の諸図面作成に必要とされる実測調査を行う。
- ・ 破損調査 建物の各部について破損状況を調査する。調査は目視や打診等を基本とする。
- ・ 仕様調査 建物の各部について詳細な仕様を調査する。調査は目視を基本とする。
- ・ 構造に関する調査 建物の構造補強（耐震補強を除く建物の構造的な健全性を保つ補強）に必要なとなる調査を行う。
- ・ 設備に関する調査 建物の修理に支障する設備等の撤去・復旧に必要な調査を行う。
- ・ 数量調査 基本計画に必要な各種数量を調査する。
- ・ 写真撮影 建物の現状と破損状況や仕様及び調査工事中の状況を撮影し記録する。
- ・ 文献・史資料調査 対象文化財建造物の変遷を把握し、復原等の根拠を補完するために必要な史資料を調査する。

- ・ 破損状況の全体把握とその原因の考察

破損調査に基づき、破損状況の全体把握とその原因を究明して総括を行う。

- ・ 変遷調査と建物の復元的考察

建物及び周辺敷地の竣工当初から現在までの変遷を調査し、復原に関する考察を行う。

- ・ 修理計画の検討・立案（仮設計画含む）

諸調査の結果を総合的に検討し、建物の修理計画を立案する。

- ・ 委員会資料作成及び説明

調査の内容や結果は資料としてとりまとめ、委員会で説明を行う。

## ②耐震診断業務

### (1)構造調査

- ・ 構造部材調査 現地調査をもとに、壁厚さや開口部寸法などの建物躯体寸法を実測し、記録する。
- ・ 壁面赤外線調査 赤外線カメラを使用して、筋交い、間柱等の壁内の軸組を調査し、記録する。
- ・ 基礎掘削調査 基礎掘削は煉瓦基礎の基礎接地面の状態を把握し、建物不陸等の原因を調査する。
- ・ 構造図作成 構造部材調査による構造躯体の測定結果をもとに、耐震診断に必要な構造図を作成する。

### (2)地盤調査

構造診断および補強案策定に必要な、地盤の工学的特性を把握することを目的とし、地盤調査を実施する。また、圧密に関する調査を沈下対策のために行う。Ac2層に対しては不攪乱試料採取を行い、室内土質試験から圧密状態を把握する。表層のFs層、Fc層の沈下は建物重量に対する地盤耐力不足からくるものなので、基礎設置深さでの平板載荷試験で支持力を測定し、層の分布状態を建物周囲でスクリーウエイト試験を行うことで把握する。各調査、試験は事前に計画書を提出し、関係者の確認を受ける。ボーリング調査実施前には試掘を行い、地下埋蔵物の有無を確認する。適用規格及び基準は以下の通りとする。

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 「敷地調査共通仕様書」平成23年（国営整第183号）
- ・ 「地盤調査の方法と解説」平成25年（社）地盤工学会

実施する調査は以下を想定している。

- ・ボーリング調査
- ・標準貫入試験
- ・不攪乱試料採取
- ・室内土質試験
- ・スクリューウェイト試験
- ・平板載荷試験

### (3)耐震診断

文化庁指針である「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づいて、耐震基礎診断を実施する。構造調査で判明した現在の構造体の状況を踏まえて、耐震性能を確認する。その他長期荷重に関しても、構造的に問題がある場合は必要に応じて検討する。

### (4)補強案策定

構造診断の結果、建物の保有する構造性能が必要耐震性能に比べて不足する場合は、補強案の策定を行う。また、必要に応じて所有者への説明、文化庁への検討の結果報告について補助を行い、委員会対応を行う。

### (5)補強工事概算設計

策定した補強案について、耐震補強工事費の概算額を算出する。

### ④その他

- ・委員会の運営支援 全4回程度を想定 ※リモート会議も想定される。

1) 会議資料の作成・説明支援 2) 会議の記録作成支援（会議の主たる議事を記録し、議事録要旨を作成する）。

- ・文化庁等の対応に必要な資料の作成・説明を行う
- ・保存活用計画にもとづいた活用の検討に協力し情報提供等を行う

## 4 成果品

- ・調査工事計画書
- ・各種中間報告書（年度末等必要時）
- ・調査報告書

耐震診断結果報告書

修理計画書（補強計画案含む）

調査報告に関する概要書

基本計画図書（保存修理工事の国庫補助金交付申請書添付設計書）

- ・各種会議、打合せ記録

上記成果物の編集可能な電子データ及びP D Fデータ（各元データを含む）を収録したDVD－R 等のメディア